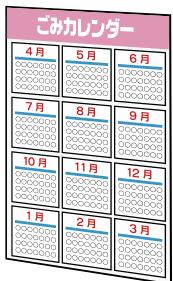
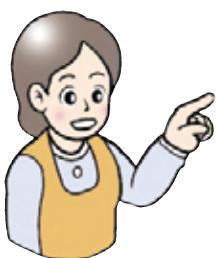


## ごみ出しの基本ルール

### 分別と収集日を確認しましょう

ごみの分別を確認しましょう。  
収集する日は、「家庭ごみの収集カレンダー」で確認しましょう。  
(地域によって収集する日が異なります。)  
**分別されていないごみや市で処理できないごみは収集しません。**ルール違反のごみには、ステッカーを貼っていますので、内容を確認し、自宅へ持ち帰ってください。



### 時間を守りましょう

必ず**収集日の朝8時30分まで**に出してください。  
(夜間には出さないでください)  
収集量や道路状況などにより収集時間は変わりますので、ご了承ください。  
**収集した後に出されたごみは、取り残されてしまいます。**



### 店舗兼住宅から出るごみについて

店舗兼住宅の場合、店舗部分から出るごみは、事業系廃棄物となり、事業系一般廃棄物と産業廃棄物に分かれます。

事業者専用袋で排出したり、許可業者に処理を依頼するなど、「店舗」と「家庭(住宅)」のごみは区別して、処理するようにしてください。

※詳しくは「事業者ごみ処理パンフレット」をご覧ください。

[http://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1001000001966/files/gomipanfu\\_h28.pdf](http://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1001000001966/files/gomipanfu_h28.pdf)

### 決められた集積所へ出しましょう

ごみを出す場所は、お住まいになっている**地区で決められた集積所**です。出す場所が分からない場合は、近所の方にお尋ねください。「**集積所は、利用する皆さんで協力して管理されています。**ご自分の**集積所以外には出さないでください。(トラブルの原因になります)**



### 決められた袋を使いましょう

ごみを出す袋は、大きさが70cm×50cmで無色透明のポリエチレン製の**「市規格袋」**をご使用ください。(家庭で**1回に出せる量は2袋程度**です。)

ただし、古紙類は、袋に入れず、ひもで十字にしばって出してください。

また、その他の紙は紙袋等に、入れて出してください。



### コラム

#### ●市規格袋の採用について

昭和54年当時、県内初のごみ分別を開始するためにごみ収集処理ルールが策定され、「規格の袋」が採用されました。採用の理由として「(1) 雨や風でもごみが散らない、(2) 主婦が運ぶのに適当な大きさ、(3) 悪臭・汚水が出ず衛生的、(4) 中身が見えるのできまりを守れる、(5) 収集するのに最適で作業効率がよい」などが挙げられ、当時、ごみ収集が休みとなるお正月やお盆に無料配布していた、利用実績のあるごみ袋のサイズが採用され、現在まで市規格として利用されております。

